

被爆者の介護保険等利用に伴う助成対象サービス一覧

(朱書太字が今年度追加等の変更箇所)

令和3年4月1日

区 分		サービス名		利用時自己負担	備 考
				1割～3割	
医療系サービス	施設サービス	介護老人保健施設		○	一般疾病医療機関の場合、健康保険等の被保険者証と被爆者手帳提示により窓口での保険給付の自己負担分の支払が不要。 (指定医療機関以外の場合は申請により償還払い)
		介護療養型医療施設		○	
	在宅サービス	訪問看護		○	
		介護予防訪問看護		○	
		訪問リハビリテーション		○	
		介護予防訪問リハビリテーション		○	
		居宅療養管理指導		○	
		介護予防居宅療養管理指導		○	
		通所リハビリテーション(テイクア)		○	
		介護予防通所リハビリテーション(テイクア)		○	
		短期入所療養介護(ショートステイ)		○	
		介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)		○	
福祉系サービス	施設サービス	介護老人福祉施設		◎	事業者が道へ「公費負担請求届」を提出している場合、窓口での保険給付の自己負担分の支払は不要。(それ以外の事業者の場合は申請により償還払い)
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		◎	
		老人ホーム((特別)養護老人ホーム) ※		◎	
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		◎	
		介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		◎	
	在宅サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)	低所得者	◎	
			低所得者以外	△	
		旧介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	低所得者	◎	
			低所得者以外	△	
		第1号訪問事業(介護予防・生活支援サービス訪問型)	低所得者	◎	
			低所得者以外	△	
		夜間対応型訪問介護(ホームヘルプサービス)		△	
		通所介護(テイクアサービス)		◎	
		旧介護予防通所介護(テイクアサービス)		◎	
		地域密着型通所介護		◎	
		第1号通所事業(介護予防・生活支援サービス通所型)		◎	
		短期入所生活介護(ショートステイ)		◎	
		介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)		◎	
		認知症対応型通所介護(テイクアサービス)		◎	
		介護予防認知症対応型通所介護(テイクアサービス)		◎	
小規模多機能型居宅介護		◎			
介護予防小規模多機能型居宅介護		◎			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		◎			
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		◎			
上記以外のサービス(主なもの)	・訪問入浴介護 ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売 ・住宅改修 等		助成対象外		

◎：北海道介護保険等利用被爆者助成事業の対象となるもの

○：原爆医療費(一般疾病医療費)の対象となるもの

△：介護手当として申請可能なもの(介護手当は基準に該当する場合に支給されます。「低所得者」とは、原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である方となります)

注：介護保険の給付の対象とならない費用(食費、居住費、おやつ代、おむつ代等)は自己負担。

※養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの措置入所(市町村から徴収される費用負担額が助成され、申請により償還払いが受けられます)